

議案参考資料

[平成 30 年第 3 回定例会(9 月)]

[担当課(室)係]

子育て支援課 子ども施設係

議案名

議案第 59 号 桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等に代わって行う代替保育及び家庭的保育事業者の食事の提供について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

- 1 家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって保育を提供する代替保育について、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保できるようにする。
- 2 家庭的保育事業所に食事を搬入することが可能な施設に関して、現行の 3 施設(※)に加え、保育所、幼稚園又は認定こども園から調理業務を受託している事業者も対象とする。
※ 現行の 3 施設・・・①連携施設、②当該家庭的保育事業者等と同一の法人等が行う小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所等、③学校給食共同調理場
- 3 家庭的保育事業における食事に関する規定の適用猶予を延長して、条例施行の日(平成 27 年 4 月 1 日)から 10 年間(現行：5 年間)とする。
(施行期日：公布の日)

背景・経過

「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 29 年 12 月 26 日閣議決定)」において、国は上記の案件について必要な措置を講じることとされたことから、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)が平成 30 年 4 月 27 日に一部改正され、同日から施行されました。

当該省令に合わせて本市の条例においても改正を行うものです。